

平成18年度(第13回)  
埼玉県ドッジボール協会

定例総会

日 時 平成18年4月16日（日曜日） 16時より  
会 場 パイオランドホテル 2F  
(さいたま市大宮区宮町1-35-2)

# 平成18年度 埼玉県ドッジボール協会総会

## － 総会次第 －

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 総会議事審議

### 議長選出

- 1) 第1号議案 平成17年度事業報告
  - 2) 第2号議案 平成17年度決算・監査報告
  - 3) 第3号議案 役員改選
  - 4) 第4号議案 協会規約改定
  - 5) 第5号議案 平成18年度事業計画案
  - 6) 第6号議案 平成18年度予算案
  - 7) その他
4. 連絡事項等
  5. 閉会の言葉

※内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

## 平成17年度事業報告

## ■大会等

月	県内大会	県外への派遣	他団体への派遣
4		KAIRIN杯(佐野市) (5)	
5	7日 新人戦 (40)		
6			
7	9日 与野フードセンターカップ (第15回全日本ドッジボール選手権 埼玉県大会 くマッチ&ボンカレーカップ 埼玉県予選) (48)	第15回全日本ドッジボール選手権 千葉県大会(船橋市) (3) 東京都大会(駒場運動場) (1)	富士見市子ども会 ドッジボール大会 (8)
8	第7回 北関東ドッジボール選手権大会 (10)		さいたま市大宮子ども会 球技大会 (6)
9		オールジャパン ガールズドッジ2005 第7回ガールズドッジボール大会(熊谷市) (10)	
10	29日第11回埼玉県ドッジボール選手権大会 (40)		
11		第7回関東ドッジボール選手権(甲府市) (5)	
12			
1	28日第15回春の全国小学生ドッジボール選手権 埼玉県大会 (46)		
2		第15回春の全国小学生ドッジボール選手権 千葉県大会(船橋市) (5) 東京都大会(駒場運動場) (4)	
3		第15回春の全国小学生ドッジボール選手権 関東大会(千葉県船橋市) (7) 全国大会(東京体育館) (1) ミルクカップ(前橋アリーナ) (20)	

( )内は参加(派遣)審判員数

## ■講習会等

月	実施内容
4	24日 新規C級審判員認定会 (岩槻市 和戸小 大人23名, Jr.22名) 30日 第12回定例総会
5	7日 レベルアップ研修会 (兼新人戦 40名) 22日 新規C級審判員認定会 (熊谷市 成田小 大人8名)
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	15日 レベルアップ研修会(川越市仙波小 19名) 併催 新規C級審判員認定会 (大人9名, Jr.1名) 22日 関東ブロックB級レベルアップ研修会(川越市川越小 10名) 29日 B級審判員認定会(川崎市 2名受験)
2	
3	

## 平成 17年度 埼玉県ドッジボール協会 収支決算書

収入の部		決算額	当初予算額	差異
前年度繰越金	前年度繰越金	¥638,506	¥638,506	¥0
登録料収入	チーム登録料	¥175,000	¥500,000	△¥325,000
	審判登録料	¥172,000	¥150,000	¥22,000
	新規審判登録料	¥144,000	¥0	¥144,000
事業収入	大会参加料	¥690,000	¥0	¥690,000
	講習会受講料	¥177,500	¥100,000	¥77,500
	大会主管料	¥680,465	¥630,000	¥50,465
	大会協賛金	¥0	¥110,000	△¥110,000
広告料収入	広告料	¥0	¥0	¥0
販売収入	販売品売上	¥209,500	¥100,000	¥109,500
雑収入	口座利息	¥6	¥0	¥6
	その他雑収入	¥87,000	¥200,000	△¥113,000
収入の部合計		¥2,973,977	¥2,428,506	
支出の部		決算額	当初予算額	差異
事業費支出	大会開催費	¥1,223,816	¥1,200,000	△¥23,816
	講習会開催費	¥69,584	¥0	△¥69,584
	審判員派遣費	¥91,275	¥0	△¥91,275
加盟金支出	日本協会加盟金	¥50,000	¥0	△¥50,000
	関東ブロック協賛金	¥30,000	¥0	△¥30,000
	日本協会登録料	¥150,000	¥100,000	△¥50,000
会議費支出	会議費	¥124,885	¥100,000	△¥24,885
事務費支出	通信費	¥54,200	¥100,000	¥45,800
	事務用消耗品	¥19,847	¥20,000	¥153
	備品費	¥19,404	¥20,000	¥596
	事務経費	¥56,510	¥60,000	¥3,490
	事務手数料	¥440,000	¥400,000	△¥40,000
販売品仕入	販売品仕入代金	¥168,778	¥100,000	△¥68,778
慶弔費	全国大会祝金	¥40,000	¥50,000	¥10,000
	慶弔支出	¥0	¥50,000	¥50,000
雑費	雑費	¥0	¥150,000	¥150,000
小計		¥2,538,299		
次年度繰越金	次年度繰越金	¥435,678	¥78,506	△¥357,172
支出の部合計		¥2,973,977	¥2,428,506	

平成17年度収支決算について、上記の通り報告いたします。

事務局（会計） 栄子 鉄男

平成17年度収支決算について、預金通帳、領収書、伝票等照合の結果、事実と相違無いことを確認いたしました。

平成 18年 4月 1日

監査 樋浦 康光

平成 18年 4月 1日

監査 山形 玲子

## 平成18年度 役員改選(案)

### 1. 理事会組織

- |         |    |                              |
|---------|----|------------------------------|
| 1) 会 長  |    | 中山 欽哉                        |
| 2) 副会長  |    | 池田 功二                        |
| 3) 理事長  |    | 須賀 憲                         |
| 4) 副理事長 |    | 斉藤 力<br>佐藤 保雄                |
| 5) 理 事  | 東部 | 栄子 鉄男<br>手塚 好則<br>小川 隆       |
|         | 西部 | 山田 上<br>丸山 高峰<br>森 宏<br>久高 健 |
| 6) 事務局  |    | 栄子 鉄男                        |
| 7) 監 事  |    | _____<br>_____               |
| 8) 支部長  | 東部 | 斉藤 力                         |
|         | 西部 | 山田 上                         |

### 2. 委員会組織

- |           |       |       |                |
|-----------|-------|-------|----------------|
| 1) 評議委員長: | 須賀 憲  | 副委員長: | 斉藤 力・佐藤保雄      |
| 2) 総務委員長: | 丸山 高峰 | 副委員長: | 栄子鉄男           |
| 3) 競技委員長: | 山田 上  | 副委員長: | 手塚好則・久高 健・小川真弓 |
| 4) 普及委員長: | 斉藤 力  | 副委員長: | 小川 隆・太田伸哉      |

(任期 平成18年4月16日 ～ 平成20年4月総会開催日)

【第4号議案】

## 埼玉県ドッジボール協会規約 改定案

埼玉県ドッジボール協会規約(平成6年5月15日施行)について下記のとおり変更する。

### 第2条(事務所)

現行 この協会の事務所は、埼玉新聞社(浦和市岸町6-12-11)に置く。

↓

変更 この協会の事務所は、事務局担当(栄子鉄男 埼玉県さいたま市北区吉野町1-12-30)宅に置く。

### 第14条(会計年度)

現行 この協会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

↓

変更 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第18条(付則)

現行 第18条(付則)

変更 第18条(細則)

### 追記 第19条以降

付則

1. 改定年月日(施行年月日) 平成18年4月16日 第2条, 第14条, 第18条

## 平成18年度事業計画案

月	日	事業	予定会場	備考
4	16	第13回定例総会		
	29	新規C級審判員認定会	さいたま市立和戸小学校	
5	13	新人戦 兼レベルアップ研修会	上尾市民体育館	
6	(11)	インストラクター講習会		
7	30	第16回全日本ドッジボール選手権 埼玉県大会	熊谷ドーム	
8	20	【第16回全日本ドッジボール選手権 全国大会（東京体育館）】		
	(未定)	(第8回北関東ドッジボール選手権)	(未定)	栃木県主管
9				
10	(21)	第12回埼玉県ドッジボール選手権大会	(未定)	11/11予備日
11	26	第8回関東ドッジボール選手権	熊谷ドーム	東京都協会主管
12	(3)	新規C級審判員認定会	(未定)	
1	(未定)	(第5回ドッジやろうぜ杯)	春日部ウイングハット	協力
	(20)	レベルアップ研修会	(未定)	
	27	第16回春の全国小学生ドッジボール選手権 埼玉県大会	川越総合運動公園	
2				
3	10	第16回春の全国小学生ドッジボール選手権 関東大会	川越総合運動公園	埼玉県協会主管
	(未定)	【第16回春の全国小学生ドッジボール選手権 全国大会（会場未定）】		

( )の日程は未確定 【 】の事業は参考

平成 18年度 埼玉県ドッジボール協会 収支予算案

収入の部		前年度予算	当年度予算	差異
前年度繰越金	前年度繰越金	¥638,506	¥420,132	↓ ¥218,374
登録料収入	チーム登録料	¥500,000	¥200,000	↓ ¥300,000
	審判登録料	¥150,000	¥200,000	↑ ¥50,000
	新規審判登録料	¥0	¥120,000	↑ ¥120,000
事業収入	大会参加料	¥0	¥600,000	↑ ¥600,000
	講習会受講料	¥100,000	¥150,000	↑ ¥50,000
	大会主管料	¥630,000	¥650,000	↑ ¥20,000
	大会協賛金	¥110,000	¥300,000	↑ ¥190,000
広告料収入	広告料	¥0	¥100,000	↑ ¥100,000
販売収入	販売品売上	¥100,000	¥150,000	↑ ¥50,000
雑収入	口座利息	¥0	¥0	±0
	その他雑収入	¥200,000	¥50,000	↓ ¥150,000
収入の部合計		¥2,428,506	¥2,940,132	¥511,626

支出の部		前年度予算	当年度予算	差異
事業費支出	大会開催費	¥1,200,000	¥1,200,000	±0
	講習会開催費	¥0	¥100,000	↑ ¥100,000
	審判員派遣費	¥0	¥100,000	↑ ¥100,000
加盟金支出	日本協会加盟金	¥0	¥50,000	↑ ¥50,000
	関東ブロック協賛金	¥0	¥30,000	↑ ¥30,000
	日本協会登録料	¥100,000	¥140,000	↑ ¥40,000
会議費支出	会議費	¥100,000	¥100,000	±0
事務費支出	通信費	¥100,000	¥50,000	↓ ¥50,000
	事務用消耗品	¥20,000	¥30,000	↑ ¥10,000
	備品費	¥20,000	¥30,000	↑ ¥10,000
	事務経費	¥60,000	¥50,000	↓ ¥10,000
	事務手数料	¥400,000	¥720,000	↑ ¥320,000
販売品仕入	販売品仕入代金	¥100,000	¥150,000	↑ ¥50,000
慶弔費	全国大会祝金	¥50,000	¥60,000	↑ ¥10,000
	慶弔支出	¥50,000	¥50,000	±0
雑費	雑費	¥150,000	¥80,132	↓ ¥69,868
次年度繰越金	次年度繰越金	¥78,506	¥0	↓ ¥78,506
支出の部合計		¥2,428,506	¥2,940,132	¥511,626



# 埼玉県ドッジボール規約

(平成6年5月15日施行)

- (名称)
- 第1条 この協会は、埼玉県ドッジボール協会という。
- (事務所)
- 第2条 この協会の事務所は、埼玉新聞社(浦和市岸町6-12-11)に置く。
- (目的)
- 第3条 この協会は、埼玉県におけるドッジボールの普及および振興を図り、県民の体力、健康の増進に寄与し、競技力の向上とともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事業)
- 第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 県内におけるドッジボールの普及、および各種大会
  - (2) 県内の審判員、および指導員の養成
  - (3) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業
- (会員)
- 第5条 この協会の会員は、次の通りとする。
- (1) 正会員 この協会の目的および事業に賛同して入会した個人または法人および団体。
  - (2) 賛助会員 この協会の事業を援助する個人または法人および団体。
  - (3) 特別会員 理事において承認された個人。
- (役員)
- 第6条 この協会に、次の役員を置く。
- |      |     |    |     |
|------|-----|----|-----|
| 1 会長 | 1名  | 理事 | 若干名 |
| 副会長  | 若干名 | 会計 | 2名  |
| 理事長  | 1名  | 監事 | 2名  |
| 副理事長 | 若干名 |    |     |
- 2 前項のほか顧問、参与等の役員を置くことができる。
- (役員を選出)
- 第7条 この協会の役員は次のとおり選出する。
- (1) 会長、副会長は理事会において推挙し、総会において承認する。
  - (2) 理事長、副理事長は理事会で選出する。
  - (3) 会計、監事は会長が委嘱する。
  - (4) 理事は互選理事、会長指名による理事とする。  
理事についての互選理事は会員の推挙を受けた者。
- (役員任期)
- 第8条 この協会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (役員職務)
- 第9条 この協会の役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は会務を司り、会を代表する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
  - (3) 理事長は協会の業務を掌理執行する。

- (4) 副理事長は理事長を補佐する。
  - (5) 会計は協会の経理を処理する。
  - (6) 監事は協会の業務および会計を監査する。
- (会議)
- 第10条 この協会の会議は、総会および理事会とし、会長が招集する。
- (総会)
- 第11条 総会は正会員をもって構成する。年1回以上とし、次の事項を審議する。  
総会は正会員3分の2以上の出席で開催できる(委任状を含む)
- (1) 事業および収支決算報告
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 役員を選出および承認
  - (4) その他必要な事項
- (理事会)
- 第12条 理事会は次の事項を審議する。
- (1) 年間事業計画に基づく実施計画の策定
  - (2) その他必要と認める事項
- (経費)
- 第13条 この協会の経費は次の通りとする。
- (1) 事業にともなう収入
  - (2) 補助金
  - (3) 寄付金
  - (4) その他の収入
- (会計年度)
- 第14条 この協会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。
- (入会と退会)
- 第15条 この協会に入会する場合は次の手続きを必要とする。
- (1) 個人  
加入手続きは審判登録規定・チーム登録規定による。
  - (2) 法人および団体  
加入手続きを希望する法人および団体は次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。
    1. 加入申請書
    2. その他必要な書類
- 第16条 この協会を脱会する場合は、その理由を記して会長に脱会届を提出しなければならない。
- (規約の変更)
- 第17条 この協会の規約の変更は総会の過半数以上の同意を必要とする。
- (付則)
- 第18条 審判員登録規定・チーム登録規定は別に定める。
- (施行)
- 第19条 この規約は平成6年5月15日から施行する。

以上

# 埼玉県ドッジボール規約

(平成18年4月16日改定)

- (名称)  
第1条 この協会は、埼玉県ドッジボール協会という。
- (事務所)  
第2条 この協会の事務所は、事務局担当(栄子鉄男 埼玉県さいたま市北区吉野町1-12-30)宅に置く。
- (目的)  
第3条 この協会は、埼玉県におけるドッジボールの普及および振興を図り、県民の体力、健康の増進に寄与し、競技力の向上とともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事業)  
第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 県内におけるドッジボールの普及、および各種大会  
(2) 県内の審判員、および指導員の養成  
(3) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業
- (会員)  
第5条 この協会の会員は、次の通りとする。  
(1) 正会員 この協会の目的および事業に賛同して入会した個人または法人および団体。  
(2) 賛助会員 この協会の事業を援助する個人または法人および団体。  
(3) 特別会員 理事において承認された個人。
- (役員)  
第6条 この協会に、次の役員を置く。  
1 会長 1名 理事 若干名  
副会長 若干名 会計 2名  
理事長 1名 監事 2名  
副理事長 若干名  
2 前項のほか顧問、参与等の役員を置くことができる。
- (役員を選出)  
第7条 この協会の役員は次のとおり選出する。  
(1) 会長、副会長は理事会において推挙し、総会において承認する。  
(2) 理事長、副理事長は理事会で選出する。  
(3) 会計、監事は会長が委嘱する。  
(4) 理事は互選理事、会長指名による理事とする。理事についての互選理事は会員の推挙を受けた者。
- (役員任期)  
第8条 この協会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (役員職務)  
第9条 この協会の役員職務は次のとおりとする。  
(1) 会長は会務を司り、会を代表する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。  
(3) 理事長は協会の業務を掌理執行する。

- (4) 副理事長は理事長を補佐する。  
(5) 会計は協会の経理を処理する。  
(6) 監事は協会の業務および会計を監査する。
- (会議)  
第10条 この協会の会議は、総会および理事会とし、会長が招集する。
- (総会)  
第11条 総会は正会員をもって構成する。年1回以上とし、次の事項を審議する。  
総会は正会員3分の2以上の出席で開催できる(委任状を含む)  
(1) 事業および収支決算報告  
(2) 事業計画および収支予算  
(3) 役員を選出および承認  
(4) その他必要な事項
- (理事会)  
第12条 理事会は次の事項を審議する。  
(1) 年間事業計画に基づく実施計画の策定  
(2) その他必要と認める事項
- (経費)  
第13条 この協会の経費は次の通りとする。  
(1) 事業にともなう収入  
(2) 補助金  
(3) 寄付金  
(4) その他の収入
- (会計年度)  
第14条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (入会と退会)  
第15条 この協会に入会する場合は次の手続きを必要とする。  
(1) 個人  
加入手続きは審判登録規定・チーム登録規定による。  
(2) 法人および団体  
加入手続きを希望する法人および団体は次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。  
1. 加入申請書  
2. その他必要な書類
- 第16条 この協会を脱会する場合は、その理由を記して会長に脱会届を提出しなければならない。
- (規約の変更)  
第17条 この協会の規約の変更は総会の過半数以上の同意を必要とする。
- (細則)  
第18条 審判員登録規定・チーム登録規定は別に定める。
- (施行)  
第19条 この規約は平成6年5月15日から施行する。

## 付 則

1. 改定年月日(施行年月日) 平成18年4月16日 第2条、第14条、第18条

以上